

平成 22 年 6 月 30 日

独立行政法人国民生活センター  
理事長 野々山 宏 殿

監事 高橋 京太



監事 島崎 芳征



### 平成 21 年度の監事監査結果について

平成 21 年度の業務監査を行ったので、その結果を以下のとおり通知します。

#### I 監査実施日

平成 22 年 6 月 11 日～16 日

#### II 平成 21 年度の業務監査に関する監査結果および意見

監査の結果、平成 21 年度の独立行政法人国民生活センターの業務は、適正かつ妥当に執行されたものと認められた。

評価すべき点、今後留意が望まれる点、入札および契約関係に係る事項ならびに内部統制の実施状況に係る事項に関する監査結果は、次のとおりである。

#### 評価すべき点

中期計画に基づく人件費および業務経費一律削減の規制の下、少ない人数で目標達成に役職員一丸となって取り組み、年度計画を達成した点は評価しうる。

特に、平成 21 年度は、従来業務の一層の充実と迅速化に加え、紛争解決委員会による裁判外紛争解決手続き(ADR)の開始、地方消費者行政支援の一環としての消費生活相談専門家による巡回訪問事業の本格実施、出前講座の実施、PIO-NETの刷新(システム刷新・運用開始、端末追加配備)、早期警戒指標の整備、事故情報データベースの整備、消費者トラブルメール箱の運用見直し、土日祝日相談窓口の開設など多岐にわたる新規業務を着実に遂行し、消費者情報の迅速かつ効率的提供に寄与した。また消費者庁創設に伴う連携強化関連

事務、事業仕分けなど行政刷新活動に伴う事務など本来業務に追加された業務量の増大にも適切に対応したことは、評価されるべきであるとする。

#### 今後留意が望まれる点

人件費削減規制下での職員数の増加は極めて困難な状況にある点は首肯しうるところであり、その中で任期付職員や非正規職員の増員などの手法により対応しているマネジメントの努力は評価しうる。しかし、中期目標の改正等に伴う業務量の増大に迅速かつ適切に対処し、かつ職員の士気および動機付け(モチベーション)を高めるためにも、必要な人員、事務体制整備に要する経費については、しかるべく予算措置を講ずる努力が引き続き必要とする。この点については、先の事業仕分けでも、経費の削減や拡充すべきところとする、との考えが示されている点にも留意されたい。

#### 入札および契約関係に関する監査結果

入札および契約関係については、従来から年間を通じ関係書類の閲覧、質問等による監査を行ってきたが、平成 20 年 1 月以降は、平成 19 年 12 月の随意契約見直し計画との関係も織り込んで監査を実施している。その結果、平成 21 年度の契約は、いずれも規定に沿って行われ、不適切のものは認められなかった。特に平成 21 年度においては、平成 21 年 12 月に外部有識者 3 名を加えた契約監視委員会を設置し、契約の適正化を図る体制を整備した。本年 3 月末までに合計 8 回同委員会を開催し、平成 20 年度における随意契約・1 者応札の改善状況の点検・見直しを行うとともに平成 21 年度契約における取り組み状況の点検も実施し、全体として見直し計画に沿った発注が行われていると認められた。その結果を議事録としてホームページに掲載した。

#### 内部統制の実施状況に関する監査結果

平成 21 年度における法人の長等による業務運営は、前出「評価すべき点」記載のとおり、従来業務、新規業務ともリーダーシップを発揮し、中期計画および年度計画に基づき遺漏なく実施された。また内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備を進め、「コンプライアンス推進規程」、「コンプライアンス委員会運営規則」、「公益通報の処理及び公益通報者保護規定」を定め、役職員が法令を遵守し、当センターに求められているミッションの達成に向けた取り組みが一步前進した。また、当センターの取り扱う情報の重要性に鑑み、情報セキュリティポリシー関連規程を改定するとともに、役職員への周知・啓発を目的とした研修も実施した。

以上